

令和 7 年 1 月 11 日  
都市整備政策部居住支援課

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う  
世田谷区手数料条例の一部改正について

1 改正趣旨

令和 7 年 5 月 30 日に老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）が公布され、令和 7 年 11 月 28 日に関係法案のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）の一部改正が施行される。これに伴い、世田谷区手数料条例の一部の規定を改正する。なお、本件については、総務部より令和 7 年第 4 回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

別表第 1 の 125 の 12 について、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の7 第 1 項」を「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の17 第 1 項」に改める。

3 施行予定日

公布の日

4 添付資料

新旧対照表（世田谷区手数料条例別表第 1 の 125 の 12）

## 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する手数料は、閲覧については1回につき100円、印鑑登録証の交付については1件につき100円、謄本又は抄本の交付及び証明については1件につき300円（世田谷区印鑑条例（昭和50年3月世田谷区条例第6号）第19条の2に規定する多機能端末機による証明書等の交付の場合は、200円）とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区手数料条例の規定は、平成12年4月1日以後に申請等を受理するものについて適用し、同日前までに申請等を受理したものについては、なお従前の例による。 (多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置)</p> <p>3 <u>令和8年2月1日</u>から同年5月31日までの間における第3条第2項の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。 (中略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年2月1日から施行する。ただし、別表第1の125の12の項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第2条関係） (中略)</p>	<p>○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する手数料は、閲覧については1回につき100円、印鑑登録証の交付については1件につき100円、謄本又は抄本の交付及び証明については1件につき300円（世田谷区印鑑条例（昭和50年3月世田谷区条例第6号）第19条の2に規定する多機能端末機による証明書等の交付の場合は、200円）とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区手数料条例の規定は、平成12年4月1日以後に申請等を受理するものについて適用し、同日前までに申請等を受理したものについては、なお従前の例による。 (多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置)</p> <p>3 <u>令和7年2月1日</u>から同年5月31日までの間における第3条第2項の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。 (中略)</p>

改正後					改正前					
	事務	名称等	額	徴収時期		事務	名称等	額	徴収時期	
125の 12	マンションの 管理の適正化 の推進に関する 法律(平成12 年法律第149 号)第5条の <u>17</u> 第1項の規定 に基づくマン ションの管理 に関する計画 の変更の認定 の申請に対す る審査	マンション管 理計画変更認 定申請手数料	申請1件につき、1 及び2に掲げる場 合の区分に応じ、次 に掲げる額  1 2以外の場合 (1)から(6)ま でに掲げる区分 に応じ、次に掲げ る額を合算した 額  (1) 管理組合 の運営の基準 に係る事項  4,800円  (2) 管理規約 の基準に係る 事項  4,000円  (3) 管理組合 の経理の基準 に係る事項  4,600円  (4) 長期修繕 計画の作成、見 直し等の基準 に係る事項	認定申 請のと き。		125の 12	マンションの 管理の適正化 の推進に関する 法律(平成12 年法律第149 号)第5条の <u>7</u> 第1項の規定 に基づくマン ションの管理 に関する計画 の変更の認定 の申請に対す る審査	申請1件につき、1 及び2に掲げる場 合の区分に応じ、次 に掲げる額  1 2以外の場合 (1)から(6)ま でに掲げる区分 に応じ、次に掲げ る額を合算した 額  (1) 管理組合 の運営の基準 に係る事項  4,800円  (2) 管理規約 の基準に係る 事項  4,000円  (3) 管理組合 の経理の基準 に係る事項  4,600円  (4) 長期修繕 計画の作成、見 直し等の基準 に係る事項	認定申 請のと き。	

改正後				改正前					
				9,800円 (5) その他の基準に係る事項 2,900円 (6) (1)から(5)までに掲げる事項以外のもの 2,000円 2 変更する長期修繕計画の数が2以上である場合 (1)から(6)までに掲げる区分に応じ、次に掲げる額を合算した額 (1) 管理組合の運営の基準に係る事項 1 (1)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額				9,800円 (5) その他の基準に係る事項 2,900円 (6) (1)から(5)までに掲げる事項以外のもの 2,000円 2 変更する長期修繕計画の数が2以上である場合 (1)から(6)までに掲げる区分に応じ、次に掲げる額を合算した額 (1) 管理組合の運営の基準に係る事項 1 (1)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額	

改正後				改正前				
				(2) 管理規約の基準に係る事項 1(2)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額  (3) 管理組合の経理の基準に係る事項 1(3)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額  (4) 長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項 1(4)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数				

改正後				改正前				
			<p>に5,200円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(5) その他の基準に係る事項 1(5)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外のもの 1 (6)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額</p>					<p>に5,200円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(5) その他の基準に係る事項 1(5)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外のもの 1 (6)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額</p>